一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十八年二月二十八日　第百二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　株式会社日本畳表認定協会　福岡県三潴郡大木町大字八町牟田三番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　畳表
四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　福岡県、熊本県、広島県、岡山県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　福岡県三潴郡大木町大字八町牟田三番地

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂字赤根沢一九五七の一・一九六三の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九五六の一、一九五六の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都小笠原村父島字境浦（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県下閉伊郡田野畑村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び田野畑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町落岩字小田七一四の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字小木曽五四四〇の二・五四四〇の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙四九二二の三二から乙四九二二の三五まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　早川町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）